

20年度決算意見書等を
監査委員より市長へ提出



▲左から
北村秀夫監査員、田中 孝 代表監査員、山崎 朗 監査員

より一層の財政健全化が必要

財政の状況分析では、財政力指数、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率、実質公債費比率、いずれも前年度より悪い結果であり、依然として厳しい状況と判断します。

特に、実質公債費比率が19.5%になったことで地方債(ローン)の借り入れに国の許可が必要となり、公債費負担適正計画の策定が義務づけられることになりました。このことで、建設事業に伴う起債(ローン)の検討、財政健全化に向けた繰上償還、経常経費の更なる削減に努め、中、長期計画を適正に実施するための再検討に加え、財政運営の改善に最大の努力をされるよう望みます。

※実質公債費比率が25%を超えると、単独事業の借金借入が制限され、市独自の事業は、ほとんどできなくなります



健全化判断比率
と資金不足比率

財政判断指標の公表

早期再建化基準はすべてクリア

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が平成21年4月から本格施行されました。この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標(「健全化判断比率」)と公営企業ごとの資金不足率(「資金不足比率」)について監査員が審査を行い、その意見を議会に報告し、かつ公表することが義務付けられています。

市の平成20年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。いずれも早期健全化基準を下回っていますが、市の行財政が厳しい状況にあることは変わりなく、今後も行財政改革の推進が求められます。

健全化判断比率	香南市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—%	13.21%	20.00%
連結実質赤字比率 すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—%	18.21%	40.00%
実質公債費比率 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率	19.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率 市が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率	93.8%	350.0%	
資金不足比率	香南市	早期健全化基準	財政再生基準
資金不足比率 企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率	—%	20%	

※赤字が生じない場合は「—」(該当なし)で表示。

借金を抑制し基金を積み立てる

公債費の歳出(借金の返済)が7億3,616万円の増加となっています。これは金利6%以上の公債費等の繰上償還(6億3,768万円)の増加となったことが主な原因ですが、定期償還額(ローンの返済額)も合併前の旧町村において発行した多額の地方債の元金償還が始まったことにより昨年より1億6,464万円の増額となりました。

公債費の繰上償還を行った効果は、将来支払う予定であった金利1億2,371万円の負担が軽減されることとなりましたが、定期償還額も増額になったことで、今後、普通建設事業等を行う場合の起債(借金借入)に、国の許可が必要となり借入が難しくなります。さらに、地方交付税(国からの仕送り)も年々減少する見込みで、行財政は今まで以上に厳しい状況が予想されます。

住民サービスの低下を招かないように、これからの借金の抑制と基金(貯金)の積み立てなどを積極的に行わなくてはなりません。

問い合わせ 財政課 ☎ 57-8502



滞納 (未収金)

滞納額総額は約9億3,100万円

20年度は2億700万円が未納に!

20年度の未収金と19年度以前から残る未収金を合わせた総合計は、約9億3,000万円(右表)です。20年度の収納率は96.49%(4税では96%)で未収金となった金額は、約2億700万円です。前年度対比では約1,600万円の増額。

これは、19年度に国が所得税の一部を税源移譲したことにより、市民税が増加したことが原因の一つとなっています。



平成20年度までの主な滞納額

市税4税	滞納額
市民税	1億1,600万円
固定資産税	1億5,133万円
軽自動車税	995万円
国民健康保険税	2億6,077万円
介護保険料	1,254万円
後期高齢者医療保険料	200万円
給食費	1,604万円
水道使用料	5,144万円
下水道使用料	411万円
保育料	1,795万円
幼稚園授業料	61万円
住宅使用料	7,303万円
住宅新築資金等貸付金	2億1,518万円
合計額	9億3,095万円

※20年度の現年分と19年度以前の過年度分を合わせた未収金の合計額です

徴収 20年度差押件数352件、徴収額約4千万円

収納体制を強化

未収金の徴収は、市民間の公平性の観点から支払能力があるのに払わない人に対して、国税徴収法や民法などに基づき公的措置を執って対応しています。

【市税や保育料等】

- ①金融機関に対して預金調査を行い、発見すれば口座を差し押さえます。
- ②生命保険などの加入状況を調査し、満期返戻金を差し押さえ強制解約する場合があります。
- ③給与や自動車、不動産を調査し差し押さえる場合や、滞納者の居宅や事務所などを家宅捜索し、動産の差し押さえを行う場合があります。

【給食費や公営住宅使用料等】

いわゆる私法上の債権については、裁判所に対して債務名義の取得や、その後強制執行を行うことがあります。

このような対応による20年度の滞納処分の執行状況は、352件で約4千万円。その内、市税(4税)については、預金の差し押さえを中心に279件、3,773万円余りを徴収しました。その他、公営住宅使用料などの滞納については、32件を裁判所に対して支払督促や調停を申し立て、取り立てや住宅明け渡しを行いました。

【延滞金収入】

市税(4税)の納期限が過ぎた場合にかかる延滞金収入は、約2,500万円で、右表のとおり増加傾向になっています。これは、滞納者に対し、預金や給与などの差し押さえによる滞納処分を強化したことで、未収金の徴収が積極的に進んでいることを表しています。



◆延滞金とは

納期限を過ぎて市税を納付すると、その遅延した税額および期間に応じて延滞金が加算されます。納期限までに納めた人との公平を保つために、本税に加算して徴収するものです。

◆延滞金の計算方法

納期限の翌日から1カ月を経過するまでは年7.3%、それ以降は年14.6%の割合で加算されます。

例①納期限の翌日から1カ月以内に納付(納入)
滞納税額×7.3%×365÷日数

例②納期限後の翌日から1カ月を超えて納付(納入)
(滞納税額×7.3%×365÷1か月の日数)
+ (滞納税額×14.6%×365÷1か月の日数)